

葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針２に規定する広告の制限に関する運用解釈について

平成１５年４月１日 政策経営部長専決

葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針２に規定する広告の制限に関する運用解釈は、次のとおりとする。

方 針		運 用 解 釈	
方針番号	本 文	項 目	細 目
3(1)	印刷物等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの	広告の内容が著しく営利性を帯びるもの	投機に関するもの
			もっぱら価格を訴求して消費者の購買意欲をそそろうとするもの
		区の信用又は品位を害するおそれのあるもの	表現が虚偽や誇大で事実と異なるおそれのあるもの
			利用者に財産上の損失を与えるおそれのあるもの
区が推奨しているかのような誤解を招くおそれのあるもの	区名使用及びそれと類似の表現のもの		
3(2)	公の秩序又は善良の風俗に反するもの	公の秩序に反するおそれのあるもの	脅迫、暴力行為等犯罪行為を示唆・誘発するおそれのあるもの
			人、団体等を中傷するもの、あるいは不快な印象を与えるもの
		風紀上好ましくないとと思われる表現のあるもの	いかがわしい表現のもの
			風俗及び風俗関連の広告・人事募集の広告等
3(3)	政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの	個人又は法人の名刺広告及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの
			個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
		政治・経済・外交・社会問題などの主義・主張に関するもの	
		布教・募金等による宗教活動に類するもの	寺社や宗教教義等を用いて行われる布教・募金広告
		政党等の講演会等に関するもの	
3(4)	その他掲載する広告として適当でないと認められるもの	社会問題になっている事項に関するもの	
		その他	